

## 羽曳野市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者に対して次の雇用までの短期の雇用・就労機会を創出・提供するため、「大阪府緊急雇用創出基金事業費補助金」を活用した、特に環境や子育て・医療部門にも配慮した「緊急雇用創出基金事業」を現在推進しています。

また「大阪府緊急就労・生活相談センター」が立ち上がり新たなセーフティネットが加わったなかで、今後とも大阪府等関係機関と連携しながら雇用・労働行政の推進に向け、鋭意努力します。  
(産業振興課)

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

本市では、働く意欲がありながら様々な要因により雇用・就労を実現できていない就職困難者等の方々に対し平成14年度から継続して「地域就労支援事業」を推進しています。

そして関係機関で構成される「大阪府・市町村地域就労支援事業推進協議会」での内容を十分に認識しながら、若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者等に対し相談窓口を開設し、相談の状況に応じて関係機関と連携した対応を行っています。

また、全国主要のハローワークでは社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のための相談支援を開始していますので、今後ともハローワーク等と連携するなかで状況に応じた対応をします。

雇用・労働行政は関係機関全体で取り組む必要がありますので、今後とも国・大阪府・市町村等関係機関の特色を十分に生かしながら連携するなかで、実効ある施策の推進に向け鋭意努力します。  
(産業振興課)

老人福祉法に基づき居宅での生活が困難な高齢者に支援施策を実施しています。また、介護保

険制度とあわせ高齢福祉をはじめ地域包括的な支援を行うことで家族の介護労苦の軽減を図ることにより、高齢者を抱える家族の就労支援に寄与します。（高年介護課）

ひとり親世帯に対する就労支援については、ハローワークをはじめ国・大阪府・各関係機関との連携の強化を進めながら、相談者へのきめ細やかな対応を図ります。（子育て支援課）

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法や労働基準法を含めました労働者に影響の大きい各種労働法令の周知につきましても、関係機関からの情報提示に基づき、今後とも送付されましたチラシ等の配布や広報掲載等必要な情報提供等行いながら周知を図るとともに、関係機関の協力を得ながら、また市と関わりのある職域団体等の協力を得ながらその趣旨がそれぞれの職場に浸透していきますよう、鋭意努力します。（産業振興課）

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあつては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価入札制度について、福祉的観点や環境配慮等の観点からも導入については一定理解をしています。しかしながら、制度導入にあつては他市の動向や制度内容を参考にし、また庁内関係各課との協議・連携を踏まえ、市として最も有効・公正かつ客観性のある入札制度となるよう構築を図っていくうえでの準備・研究が必要と認識しています。

次に、連合大阪リビングウェイジ額を保証する契約締結の件については、受注者において最低賃金法等の労働関係法令を遵守していただいていると理解しています。

業種の拡大については、前記の制度導入方針を踏まえ、制度に相応な業種については運用をしていく必要性を認識しています。

最後に公契約条例については、平成21年9月に千葉県野田市が全国の先駆となって公布されましたが、新政権においても最低賃金の引き上げが検討されているところでもあり、今後の国の動向等もあわせて踏まえながら、注意深く見守りたいと考えています。（契約検査課）

## (5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

## (回答)

人々が就労と子育てを両立できる生活の実現に向け、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨の浸透について、モデル企業・団体等の選定や研究に関しましても、関係機関からの情報提示に基づき、今後とも送付されましたチラシ等の配布や広報掲載等必要な情報提供等を行いながら周知を図る等、ワーク・ライフ・バランス社会の推進に向け、鋭意努力します。（産業振興課）

## 2. 経済・産業・中小企業施策

## (1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

## (回答)

国・大阪府や産学、地元商工会等の連携・協力により中小・地場企業との結合を深め、活性化に向けた特徴ある産業の育成に努めます。（産業振興課）

## (2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

## (回答)

現在の経済状況を認識するなかで、健全財政をめざす本市として、有利な補助金や交付金の活用を念頭に置きながら、企業誘致施策につながるよう、十分に研究等を行うなど考慮します。低金利融資においては、羽曳野市小企業事業資金融資（大阪府小規模資金融資の利率より0.3%低利）の制度を活用していただき、また近隣市町村の動向も視野に入れながら、実現可能な事業の推進に向け鋭意努力します。（産業振興課）

## (3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市では、建設工事の入札は制限付一般競争入札をし、ほぼすべての案件で市内・準市内業者に発注しています。また、見積徴取においても地域を考慮し施工個所の近傍市内業者を指名し、発注をしています。

なお、物品購入や業務委託等についても、業務内容により市内業者での発注が困難な案件もありますが、基本的には、市内業者を主体に選定し、地域経済支援となるよう考慮しています。

(契約検査課)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の公正取引の確立に向けてのご指摘の趣旨とともに官公需の優先発注についても十分留意しながら、制度の充実・強化に努めます。

(産業振興課)

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

現行の「行財政改革大綱」(以下「大綱」と言う)及びその実施計画である「財政健全化計画」(以下「計画」と言う)が平成21年度をもって期間を満了します。そのため、現在、平成25年度までを期間とする新たな大綱と計画の策定を進めているところです。

新たな計画では、債務の削減など財政健全化のためのめざすべき数値目標を設定します。また、中期財政収支見通しを明らかにしたうえで、収支不足を解消するための、収入・支出両面にわたる具体的な取り組み項目及び効果額も掲載します。

情報公開については、大綱及び計画の案ができた時点で、市広報誌・ウェブサイトへの掲載や公共施設への配架を通じて、市民の皆様へのパブリック・コメントを実施し、いただいたご意見を大綱及び計画に反映させます。

さらに、計画は毎年度見直しを行い、改訂版を策定します。改訂版の案ができた時点で、上記同様のパブリック・コメントを実施し、ご意見を反映させることとします。

(行財政改革推進室)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

広範な市民とNPO等との連携を図るため、(仮称)はびきの市民公益活動センターの設立に向け、現在、市民や市民活動団体で構成された(仮称)はびきの市民公益活動センター開設準備委員会を設け、検討を進めています。

センターにおいて、どのような形態で事業を運営していくかなどの具体的な内容の検討も今後進めていきます。

また、有効な意見・提言等は行政運営の参考とさせていただき、事業化や予算化するシステムの構築等については今後の検討課題であると考えています。(市民協働ふれあい課)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、大阪発“地方分権改革”ビジョンに伴う権限移譲においては、府内全市町村に対し、平成25年までに特例市並み、遅くとも平成30年までには中核市並みの事務移譲を実現することとされているところです。

また、権限移譲を計画的に進めるために、移譲時期や必要となる支援措置あるいは事務処理の広域連携手法等について、大阪府と市町村で協議を行いながら、今年度中に権限移譲実施計画を市町村ごとに取りまとめることとなっているところです。

本市といたしましては、住民に最も近い基礎自治体として地域の実情やニーズに適した個性的で多様性のある行政サービスを担うことができる地方分権型社会の進展をめざし、自主的・総合的なまちづくりを展開していくためには、地方分権は有意義なものであると考えており、今後とも、国・府との役割分担の連携のもと、権限とともに財源の移譲を強く働きかけてまいりたいと考えています。

なお、人員削減・組織のスリム化を進めるなかで、人材確保をはじめとする体制整備も視野に入れながら、移譲可能である事務について検討を進めているところですが、府と重複する事業や

事務処理数が極端に少ない事務などについては、市町村への事務移譲によるメリットの有無等についても十分に検証し、円滑に事務移譲を実施できるようにしていきたいと考えています。

(政策推進課)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

平成21年8月、大阪府市長会を通じて、地方税財源の充実確保や地方交付税の所要額確保など、地方財政の充実強化についての要望を行いました。

今後も、地方分権や税源移譲等の制度改革の動向を見据え、引き続き大阪府市長会を通じて要望していくこととしています。

(財政課)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市では、「成果志向の行政運営」「限りある資源の有効活用」「説明責任の向上」「職員の意識改革」の4項目を目的に、行政評価の一つである「事務事業評価」を、平成18・19年度の試行を経て、平成20年度に本格実施しました。

事務事業評価シートの作成にあたっては行政の専門的な表現やあいまいで抽象的な表現は避け、市民に分かりやすい説明であることとし、担当部局が評価内容や評価結果に対する説明責任を負うという意識のもと作成しています。

また、評価結果を情報公開コーナー及び市のウェブサイトで公表することにより、行政の透明性と市の説明責任を向上させ、市民と行政の協働のまちづくりを推進しています。

現段階では、本市の事務事業評価は、事務事業担当部局による自己評価を基本としていますが、今後、評価の客観性を高めるため外部評価の検討などを行っていきます。(行財政改革推進室)

## 4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

（回答）

南河内医療圏域の各市町村においては、大阪府と連携し平成21年4月からこれまでの救急医療体制に加え、救急医療の要請が特に多い時間帯（午後8時から午後11時）でのケガや急病（耳鼻科・眼科・精神科・小児科・周産期を除く）に対応する初期救急医療体制を充実し、より専門的医療を要する場合は、最初に診た病院がその疾患に対応する病院と連携して重度の傷病者への適切な対応を行うシステムをスタートさせています。また南河内北部3市では平成20年10月から小児科の休日夜間診療（土・日・祝日の準夜帯）を3市共同事業として実施しています。

今後も初期救急医療の拡充に努めていきたいと考えています。（健康増進課）

(2)（福祉人材確保の強化）

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

（回答）

事業者の安定運営を図れるよう、経営・離職者対策なども含めた各種相談への助言や事業者連絡協議会への運営支援を行うとともに、平成21年4月からの介護従事者の処遇改善を目的とする介護報酬改定とあわせ、新たな介護職員処遇改善交付金事業の積極的な活用を促すものとします。

（高年介護課）

(3)（利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充）

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

（回答）

政権交代により障害者自立支援法の廃止が予定されるなど、現在、障害福祉をめぐる環境は大きく変わろうとしています。障害福祉サービスのあり方についても、今後抜本的な見直しが行われるものと思料いたしますが、制度改正の動向を注視しながら、費用負担のあり方も含め、利用者の実情に合った障害福祉サービス制度が構築されるよう大阪府市長会等を通じて要望していきたいと考えています。

地域生活支援事業については、移動支援事業等一部の事業について利用料の1割を自己負担していただいているところですが、府内の市町村では負担上限月額を設定するなど、障害者の利用に配慮した形で事業実施しているところであり、引き続き現在のサービス提供水準を維持していきたいと考えています。また、利用者が必要なサービスが利用できるように大阪府と連携し、国

に対し要望していきたいと考えています。

(福祉支援課)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

こころの健康については「健康はびきの21」計画においても重点分野としているところです。来年度は「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し啓発事業を行う予定としており、その一環として企業担当者等も含めた事業について検討していきたいと思えます。(健康増進課)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

「ひとりじゃないよ! いっしょに育とう~子どもたちが輝き、未来への夢をはぐくむ街、はびきの~」を基本理念とした「羽曳野市次世代育成支援行動計画(はびきのこども夢プラン)」を平成17年3月末に策定し、国・大阪府をはじめ市民や地域・関係機関等との連携のもと計画の推進を図っています。

現在、ニーズ調査や前期計画の分析を踏まえ、平成22年度からの後期計画を策定中であり、「子どもの視点」「おとなや地域の視点」「社会全体で支援する視点」を基本に、市民や企業そして行政など社会すべての皆様とともに、子どもたちを支え合うまちづくりをめざすため、ひとりの子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援していきます。(子育て支援課)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

市内14小学校への警備員の配置は、学校への不審者対策として一定の抑止効果があったものと考えています。今後は交付金の廃止に伴いこれまで培ってきた地域・学校・保護者の連携のもと、学校における子どもの安全・安心対策をさらに発展できるよう取り組んでまいりたいと考えています。また、機会あるごとに国・府に要望していきます。(教育総務課)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校1・2年生における35人学級編制については、大阪府の施策として本年度も継続して実施しており、今後も市教育委員会としても継続の要望をしているところです。

また、系統的・継続的なキャリア教育についても、市内小中学校の教育課程に明確に位置付けるよう指導を従前より行っており、総合的な学習の時間等を活用し、労働体験学習をはじめ保護者・地域の方々からの聞き取りを行っているところです。また、職業教育としてのキャリア教育としてではなく、「生き方」教育という視点で、子どもたちの夢と希望そして社会人としての責任をもつ教育プログラムを行っています。(学校教育課)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度及び高校奨学金について、今後の国の動向を情報収集しつつ、本市の子どもたちにとって必要な施策を今後も検討していきたいと考えています。また、大阪府や国に対しても、経済的な理由で進学や就学を断念することのないような施策の実施を要望していきたいと考えています。(学校教育課)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

平成17年4月より羽曳野市要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、関係機関のネットワークを

強めてきています。現在は23団体・機関が参画しており、年2回の代表者会議と4回の実務者会議を開催し、横の連携強化などの取り組みを進めています。（子育て支援課）

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

市町村の努力義務として位置付けられている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」については、すでに本市で策定している「羽曳野市男女共同参画推進プラン」の中で、「男女間のあらゆる暴力の根絶」を基本課題として現状を把握し推進すべき課題と問題を明らかにしているところです。これにより、市民あるいは広域的な意味をもつ近隣市町村在住の市民に対しても、暴力に対する被害者への支援体制を整えています。

また、被害者や被害者の家族に対する心のケアや、新たな生活基盤の支援については関係機関と協議しながら迅速に行っているところです。

このような本市の支援体制については市広報紙やホームページや啓発冊子において周知しており、今後もさらなる周知徹底に努めたいと考えています。（人権推進課）

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市では、平成8年に策定した「第1期はびきのピーチプラン」の策定期間満了に伴い「第2期はびきのピーチプラン」を継続策定し、現在同プランに設定した目標を達成すべく、鋭意努力しています。

その計画には行政のみならず市民一人ひとりがお互いに努力し合うべき事柄も盛り込んでおり、今後は行政が主導していただくだけではなく、名実ともに市民や事業所の皆様とのパートナーシップによって行動計画を推進していけるよう努めたいと考えます。（人権推進課）

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。

またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では「羽曳野市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、公共施設での温室効果ガス排出量の把握を行い、進捗状況の検証を行っています。この結果は、引き続き広報などを通じて公開してまいります。また、公共施設での消費エネルギーの削減、公用車の使用燃料の削減や効率的な運用、環境負荷の少ない設備や製品の利用など、温室効果ガスの発生抑制に向けた取り組みに努めてまいります。

また、家庭生活に伴う発生量の増加が続いている現状から、様々な機会を活用し、家庭で取り組める温暖化対策の工夫を紹介するなど、地域全体で取り組みが進むよう啓発にも努めてまいります。なお、ポスト京都議定書の枠組みについても動向に注視し、今後の施策を検討してまいります。  
(環境衛生課)

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市では組合を設立し、一般廃棄物の処理を広域的に実施し都市ごみの減量化に努めてきました。現在、「資源ごみ」を含む4分別収集を行っています。別途PETボトルについては拠点回収を行っています。また、生ごみ処理機の助成事業により、家庭からの食品廃棄物の削減に取り組んでいます。地域では、紙類をはじめとする集団回収を推進しており、今後も地域住民と一体となり、リサイクル促進に努めてまいります。

また、フリーマーケットなどで家庭用品の再使用を促すとともに、物を上手に大事に使う機運を一層高める工夫に努め、都市ごみの発生総量抑制に努めてまいります。なお、「一般廃棄物処理基本計画」に定めるごみ削減目標は達成していますが、さらなる減量化に向け、基本計画の見直しにも取り組んでまいります。  
(環境衛生課)

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知を

より丁寧に行うこと。

(一括回答)

(3) について、本市では災害用の備蓄食糧をＬＣはびきのの地下倉庫にて集中管理しており、賞味期限（５年間）までに入れ替えを行っております。賞味期限が切れる年度に市民イベント時において羽曳野市婦人防火クラブの皆様が炊き出し訓練を行い試食または配布を行っております。訓練につきましては、柏原羽曳野藤井寺消防組合・羽曳野市消防団・地域住民の方々とは協同で市内の各地域で市民参加型の訓練を中心に行っております。その時にも地域住民の方々に非常食の炊き出しを行っております。また、自主防災組織の結成に向けた防災講演会の開催等も行っており、今後も防災関係機関と協同で訓練ならびに防災対策を進めていきます。

(危機管理室)

木造住宅に関する耐震診断（耐震性能判断）補助につきましては、平成21年度において、建築時における確認申請手続きの有無に関する要件を見直し、固定資産税課税台帳への登録の有無を要件としますので、この要件により今までご利用いただけなかったものも補助対象となります。今後とも国・府の各種制度と連携し、平成21年度創設の耐震改修補助制度とあわせて、需要に応じた予算枠の確保と、市広報紙やホームページを活用しての制度の周知に努めていきます。

(建築指導課)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

ひったくり等の犯罪からまず自分自身の身を守るために、羽曳野警察署・羽曳野警察署管内防犯協議会等と連携して啓蒙啓発活動や防犯パトロールを行い、地域の皆様と協同で活動の体制整備を進めていきます。

(危機管理室)

現在全14小学校区において、地域の方による「子ども安全見守り隊」に、児童の登下校時に校区内のポイントで立ち番指導していただいております。地域の実情により人数等の違いはありますが、地域の方の見守りにより、子どもたちの安全確保に努めています。

また、以下の取り組みも実施しています。

・統一パトロール

市から委嘱を受けた青少年指導員連絡協議会の指導員が、市内各小学校区にて年5回のパトロールを実施しています。(7・8・9・12・3月)

・啓発ポスターの掲示

地域（地域育成協）に各小学校区の協議会をもって構成された推進協議会にて単車等の騒音防止ポスターを作成し、羽曳野警察の協力を得ながら地域に掲示します。

・青色防犯パトロール

教育委員会では、毎日、青色回転灯を活用した車両パトロールを市内全域で実施しています。また、商工会青年部「羽曳野市商工会青年部まもるんじゃー」においても同様に、青色回転灯を活用した車両パトロールを市内全域で週1回、夜9時頃から実施しています。

(社会教育課)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

バリアフリーについては、平成21年3月に「羽曳野市バリアフリー基本構想」が策定され、生活関連経路が選定されました。短中長期的に整備目標を決め実施していく予定です。

道路については、補助金・交付金等を活用した道路整備を考えています。また、大阪府や周辺自治体と連携して南阪奈道路のさらなる有効活用により一般道路も含めた道路ネットワークの整備を国に働きかけています。

公共交通機関利用促進のために、駅前広場を安全に活用できるように暫定整備を進めています。

(道路課)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

昨今のインターネット上で人権侵害や個人への誹謗中傷・いじめ等が行われていることは府からの情報等によっても認識しており、重要な問題であると考えています。

また、種々のハラスメント防止対策については、本市の場合、職員に対する人権研修を随時実施し、ハラスメント発生防止に努めているところです。

とりわけて、本市の方針として、すべての市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、真に自由・平等で平和な社会の実現を、まちづくりの重要な目標にも掲げています。しかしながら、同和問

題をはじめ、子ども・障害者・高齢者・在日外国人などの人権に関わる問題など、多くの人権問題は未だ解決に至っておらず、これらの人権問題に係る被害者救済のための制度の早急な確立が重要であると認識しています。

今後は、人権相談や人権救済の体制充実に努めるとともに、法務局や大阪府・人権啓発市民組織等との連携を強め、より多くの機会に人権啓発活動を推進します。 (人権推進課)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実に努めるとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

核兵器の根絶と恒久平和の実現は、人類全体の願いです。本市では昭和58年に「非核平和都市宣言」を行い、本年2月には全国平和市長会議にも加盟したところです。

平和推進事業については、平和意識の高揚を図る平和展の開催などの事業を通じ平和への取り組みを行っており、誰もが平和の尊さを実感し世界規模での恒久的平和の実現に向けて貢献する社会を創造するため、学校教育や生涯教育施策・各種イベントなど、様々な機会を通じて平和意識の高揚に取り組めます。 (人権推進課)